

子どもたちの社会的な自立のために

～ 不登校児童生徒への支援と取組み ～

この度、不登校の取組みを改めて整理するとともに、国の動向や関係機関を活用した支援等についてまとめたリーフレットを作成しました。

各小中学校等において、本リーフレットをご活用いただき、不登校児童生徒への取組みを一層充実させていただければと思います。

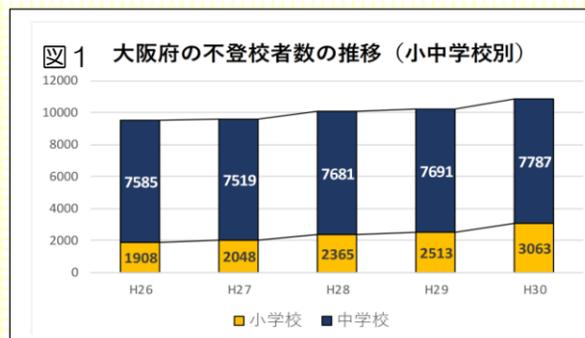
不登校とは・・・心理的・情緒的・身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況になっていること

不登校児童生徒への対応に必要な視点は、不登校児童生徒が一人一人の個性を生かし社会へと参加しつつ充実した人生を過ごしていくことができるか、つまり、社会的な自立に向けてどのように支援していくかということです。

<大阪府の不登校の現状>

近年、大阪府の不登校児童生徒数は、全国と同様に増加傾向にあります(図1)。

特に、平成28年度以降は、年間30日以上長期欠席者のうち、小中学校合わせて1万人以上の児童生徒が不登校状態にあることが分かります。

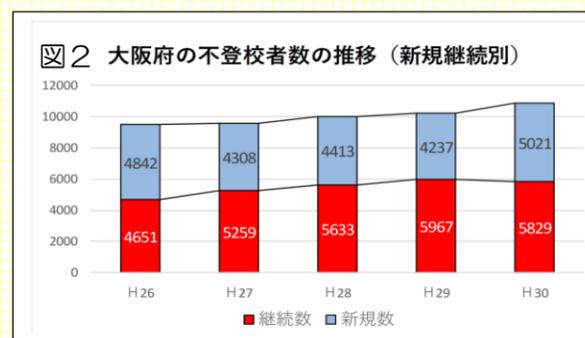


<新規数と継続数>

不登校者数は新規数※1と継続数※2に分類して把握する必要があります(図2)。不登校といっても、新規と継続では、アプローチの仕方や取組みは異なります。学校は、この2つの視点で対応を整理し、支援や取組みを進めることが大切です。

また、一旦不登校になると改善しにくい傾向があることから、新規数の増加が、全体の不登校者数の増加に大きな影響を与えます。

このことから、不登校児童生徒数を減少させる方策として大切なことは、新たな不登校を生じさせないことだといえます。



※1新規数：前年度は不登校ではなかった児童生徒数 ※2継続数：前年度も不登校であった児童生徒数

<魅力ある学校づくり>

新たな不登校を生じさせないために学校は、日々の授業や行事、学校生活の中で、すべての児童生徒が「学校に来ることが楽しい」と感じられるような「魅力ある学校づくり」を進めていくことが重要です。

「魅力ある学校づくり」とは・・・

○授業・行事・課外活動等あらゆる教育活動において、全ての児童生徒を対象に「居場所づくり」と「絆づくり」を意識的・計画的に行い、児童生徒にとって通うことが楽しい学校づくりを推進することが重要です。

「居場所づくり」：教職員が主体となり、学級や学年、学校全体を児童生徒が安心でき、肯定感や充実感を感じとれる場所にしていくこと。

「絆づくり」：児童生徒が主体となり、日々の授業や行事等において全ての児童生徒が活躍し、互いが認め合い、絆を感じ取れる場面を実現すること。

○全教職員が同じ目標に向かって取組みを進めながら、定期的に子どもの声をアンケート調査で受け止め児童生徒が「居場所」や「絆」を実感しているかを検証し、取組みの見直しを図ることが重要です。

(生徒指導リーフ.2「絆づくり」と「居場所づくり」(国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター H24.2)を参照)

不登校についての疑問

Q1

私の担任するクラスに休みがちなお子さんがいます。何に気を付けて対応すればよいですか？

A. 欠席や遅刻が多い児童生徒を安易に怠けや甘え、体調不良等と判断せず、なぜ登校しないのか(登校できないのか)に着目した対応を心がけましょう。

学校に行きづらくなっている要因は、友人関係や家庭環境等、様々な場合が考えられます。怠けや甘えだからと判断し、無理に学校に来させようとする、体調不良だからとそのままにしておくといった対応では、欠席状況がより深刻化しかねません。その要因や背景を多面的に捉え、適切な対応をすることが必要です。

具体的な対応例と注意点

- 欠席や遅刻が連続して、また断続的に見られる場合や、「病気や体調不良による欠席」でも欠席が続く場合には、「不登校」の可能性も考えて対応していきましょう。
- 欠席や遅刻の状況が続いたら、日頃から日付や曜日、時刻等を正確に記録しておきましょう。
- 登校した際の学校での様子や人間関係等をしっかり観察しておきましょう。
- 本人や保護者に寄り添って丁寧に話を聞きとり、家庭の様子や変化等を、しっかり把握しましょう。
- 背景にいじめがないか、情報を集めましょう。その際、いじめアンケートで訴えがなくてもいじめはないと安易に判断しないようにしましょう。
- 普段から学年教員や生徒指導担当教員、管理職等に相談する、若しくは校内の不登校対策委員会等に報告する等、校内で相談・共有しましょう。



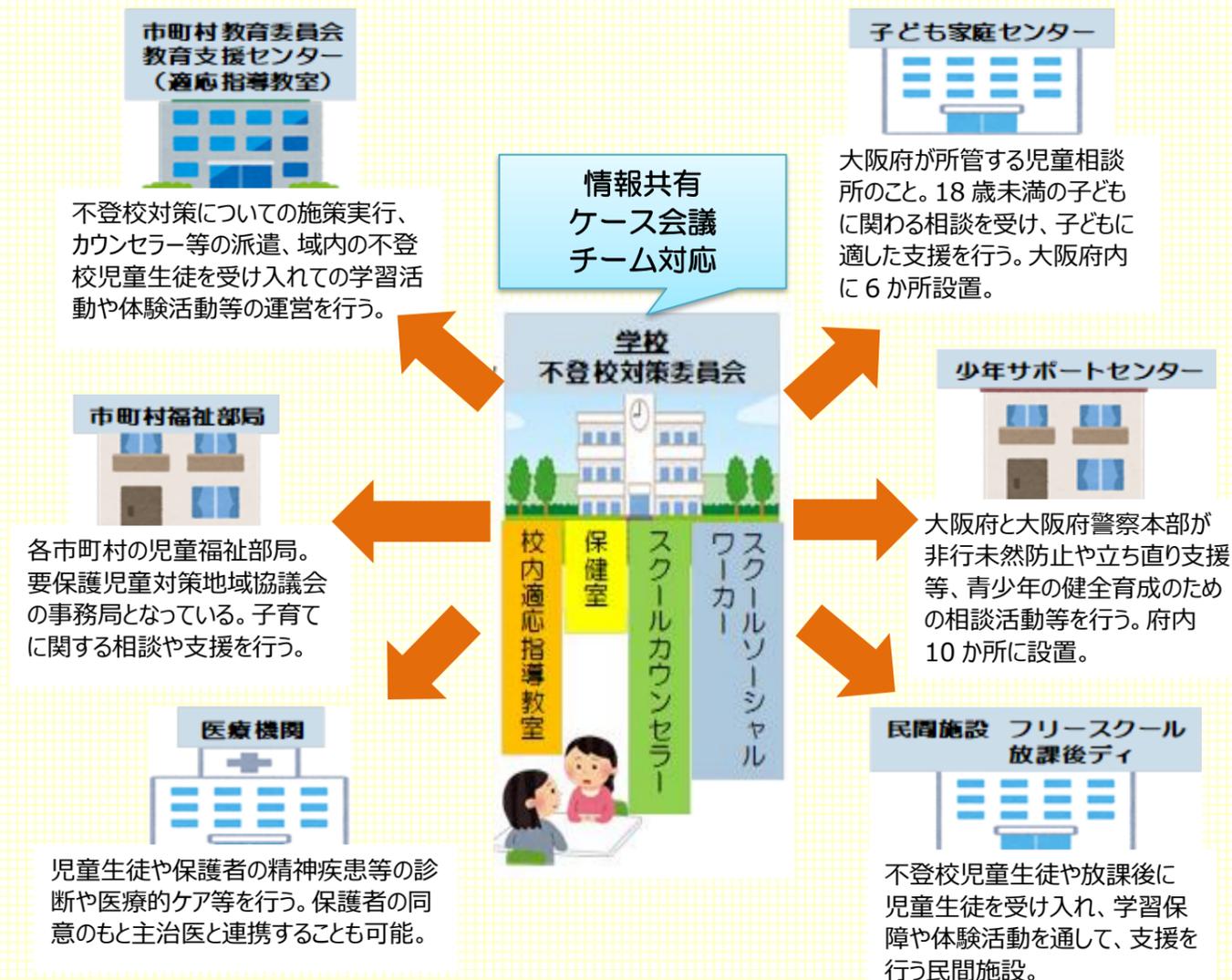
Q2 担任するクラスの子どもの欠席が続いています。 どうすればよいのでしょうか？

A. 担任 1 人で抱え込まずに、不登校対策委員会等で複数の教員や専門家と情報共有し、アセスメント※₃に基づいた、多面的で適切な支援（プランニング※₄）の実現をめざしましょう。また、必要に応じて学校外の関係機関とも協力・連携して対応しましょう。

※₃ アセスメント：情報を収集し分析することで、児童生徒の状況や背景を把握すること

※₄ プランニング：アセスメントに基づいて、目標設定や支援策を立てること

不登校児童生徒を支援する人材や関係機関は、校外にたくさんあります。自分が知っている情報以外のことを知っている教職員もいるはず。あわせて、学校に配置・派遣しているスクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)等に積極的に相談したり、管理職や生徒指導担当教員等を通じて関係機関にも必要に応じて相談したり、協力して子どもを支援できるネットワークをつくりましょう。連携できる人材や関係機関は地域によって異なるので、管理職等を通じて市町村教育委員会にも相談してみてください。



Q3 「不登校児童生徒を無理に登校させる必要はない」と言われていると聞きました。本当ですか？

A. 不登校児童生徒への対応について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、不登校児童生徒の「社会的な自立」をめざすとしています。

平成 29 年 2 月に、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）が施行され、「学校外での多様で適切な学習活動の重要性」や「休養の必要性」が明記されました。また、令和元年 10 月には、文部科学省が「不登校児童生徒への支援の在り方について」を改訂し、学校教育の一層の充実と、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援を行うよう努めるとともに、不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図り、社会的自立を支援すること等が示されました。

不登校児童生徒をとりまく背景や本人の希望なども考慮し、学校が一方向的に「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、本人が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立するためにどんな支援が必要かを考えることが重要です。

「教育機会確保法」のポイント

（基本理念）

第三条

- ・不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること
- ・不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること

（支援の状況等に係る情報の共有の促進等）

第九条

- ・不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び支援の状況に係る情報を関係者間で共有すること

（学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握）

第十二条

- ・学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況等を継続的に把握すること

（学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援）

第十三条

- ・学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われるよう、当該児童生徒や保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うこと

「不登校児童生徒への支援の在り方」のポイント

（支援の視点）

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、進路を主体的に捉え、社会的に自立することをめざすこと

（学校教育の意義・役割）

- ・児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的なきめ細やかな支援策を策定すること
- ・本人の希望を尊重した上で、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行い、フリースクール等の民間施設や NPO 等と積極的に連携し、相互に協力・補完すること

（学校の取組みの充実）

- ・不登校児童生徒への支援策を策定する際は、「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましい。
- ・魅力ある学校づくり、いじめや暴力行為等の問題行動を許さない学校づくりが大切。

（不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実）

- ・学校外の施設で指導を受けている場合は、学校が学習状況について把握し、適切と判断される場合には、指導要録に記入したり、通知表等により評価の結果を児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすること。
- ・教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会の確保が必要

Q4

フリースクール等の民間施設に通っている子どもを出席扱いにしているのですか？

A. 民間施設が、不登校児童生徒の社会的な自立をめざし、適切な個別支援を実施している等、一定の要件を満たすと判断される場合は、校長は、児童生徒が相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いにすることができます。

文部科学省では、不登校児童生徒が学校外の施設等において相談や指導を受けた場合の出席扱いや指導要録の記入等について、次のように示しています。

「義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」(文部科学省：抜粋)

- 趣旨
不登校児童生徒の中には、学校外の施設において社会的自立に向け努力を続けている者もあり、このような児童生徒を学校として評価し支援するために、一定の要件を満たす場合にこれらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上、出席扱いとすることができる。
- 出席扱い等の要件
下記の要件を満たすとともに、当該施設における指導等が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすもので、登校を希望した際に円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。
 - 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
 - 当該施設は教育支援センター等の公的機関とするが、指導の機会が得られない、通うことが困難な場合で、本人等の希望もあり適切と判断される場合は、民間の施設も考慮されてよいこと。
ただし、民間施設における指導等が児童生徒にとって適切かどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断すること。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。
 - 公的機関や民間施設における学習の内容等が、その学校の教育課程に照らし適切と判断される場合は、評価を適切に行い指導要録に記入したり、通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

また、不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行う場合にも、一定の要件を満たすと判断される場合は、指導要録上出席扱いとすることやその成果を評価に反映することができるとされています。詳しくは、「不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて」を参照してください。

フリースクールとは？

フリースクールについては現在、決まった定義はありません。一般的には「学校とは異なる機関や団体等が運営し、不登校児童生徒を対象として、学習活動・教育相談・体験活動等を行い、学習保障や集団活動を通じて、児童生徒が安心して過ごせる居場所を提供する民間施設」の総称とされています。

学校教育法等の法的根拠を有さない非正規の教育機関であり、民間団体等が運営するため、その規模や活動内容は多種多様で、利用する際の費用等も施設によって大きく異なります。

学校教育法上に認められた学校以外の教育機関としては、フリースクールのほか、デモクラティックスクールやオルタナティブスクールといった公教育以外の教育理念や方針に則って運営しているものや、ホームスクーリング等もあります。中には不登校児童生徒の受け入れを目的としない施設もあります。

Q5

フリースクール等の民間施設に通っている子どもを出席扱いと判断するとき、どんなところに着目すればいいのですか？

A. 出席扱いの判断をする際には、市町村教育委員会とも協議するとともに、本人・保護者との面談や、施設の見学等を丁寧に行って、ケースごとに判断することが大切です。

フリースクール等の民間施設との連携については、各市町村でガイドラインを策定している場合や、校長会等で確認されている場合も考えられます。フリースクールとの連携のためのガイドラインを策定しているかどうか、市町村教育委員会の担当者に確認してください。ない場合は、国のガイドライン（試案）を参考にポイントを整理してください。

民間施設についてのガイドライン（試案）（文部科学省：抜粋）

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切である。

- 実施主体について
・不登校児童生徒に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること
- 事業運営の在り方と透明性の確保について
・不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること
・著しく営利本位でなく、入会金、授業料等が明確で、保護者等に情報提供がなされていること
- 相談・指導の在り方について
・指導内容や指導体制が明示されており、適切な内容の相談や指導が行われていること
・体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと
- 相談・指導スタッフについて
・相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解と知識・経験をもち、熱意を有していること
- 施設、設備について
・学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること
・宿泊による指導を行う施設は、安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること
- 学校、教育委員会と施設との関係について
・児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- 家庭との関係について
・指導経過を定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

不登校に関わる参考資料

- 初任者・新規採用者研修の手引き（大阪府教育委員会 H31.4）
- 教職員人権研修ハンドブック（大阪府教育庁 H31.4 更新）
- 不登校児童生徒への支援実践事例集 ～児童生徒によりそった支援のために～
（大阪府教育庁市町村教育室小中学校課 H29.8）

- 不登校児童生徒への支援の在り方について（文部科学省 R元.10）
- 児童生徒の教育相談の充実について ～学校の教育力を高める組織的な教育体制づくり～
（文部科学省 教育相談等に関する調査研究協力者会議 H29.1）
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
（H28.12 公布 H29.2 施行）

- 生徒指導リーフ.22 不登校の数を「継続数」と「新規数」とで考える
（国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター H30.7）
- 生徒指導リーフ.14 不登校の予防
（国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター H26.4）
- 不登校・長期欠席を減らそうとしている教育委員会に役立つ施策に関するQ&A
（国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター H24.6）
- 生徒指導リーフ.2 「絆づくり」と「居場所づくり」
（国立教育政策研究所生徒指導進路指導センター H24.2）

